

セクシュアルハラスメントは許しません！！

学校法人 河野学園
理事長 松井 忠夫

学校法人河野学園(以下「学園」という。)は、学園において働いているすべての教職員(非常勤教職員及び嘱託職員を含む)(以下「教職員」という。)、及び学園で教育を受ける関係にあるすべての者(以下「学生」という。))並びに学生の保護者、関係業者等職務上の関係を有する者(以下「関係者等」という。))の人格的尊厳が損なわれることなく就労又は修学に励めるよう環境を整え、その利益を保護することを責務と考えています。

そのためには、相互理解と信頼を確立し、安心・安全な学園となるよう努め、その使命を果たすためにハラスメントを防止し、排除するよう以下の体制を整え実施することを宣言します。

1. セクシュアルハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、個人の能力の有効な発揮を妨げ、また、学園にとっても秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。
2. 学園は下記の行為を許しません。
 - ① 身体への不必要な接触
 - ② 性的な冗談、からかい、質問
 - ③ 性的な噂の流布
 - ④ 交際、性的な関係の強要
 - ⑤ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
 - ⑥ 性的な言動に対して拒否等を行った教職員、学生、関係者等に対する不利益な取扱い
 - ⑦ 性的な言動により教職員の就業意欲、学生の修学意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
 - ⑧ その他教職員、学生、関係者等に不快感を与える性的な言動など
3. この方針の対象は、教職員及び学生並びに関係者等、学園に関わりを持つすべての方を含みます。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシュアルハラスメントのない快適な学園を作っていきます。
4. 学園では、セクシュアルハラスメント防止対策の周知徹底を図り、啓発に努めセクシュアルハラスメントが生じないよう、また生じた場合、迅速に秘密厳守で問題解決に努めます。
5. 学園は短期大学、付属高等学校それぞれに相談窓口・相談員担当者を置いています。セクシュアルハラスメントに関する相談(苦情を含む)受付窓口は各学校の相談員です。相談には公平にプライバシーを守って対応しますので一人で悩まずに安心してご相談ください。
6. 行為者がセクシュアルハラスメントを行った場合は、学園就業規則第52条「懲戒処分」第1項第1号、第2号に当たることとなり、以下の内容を総合的に判断し処分されることがあります。
 - ① 行為の具体的態様(時間・場所(学園内か否か)・内容・程度)
 - ② 当事者同士の関係(職位等)
 - ③ 被害者の対応(告訴等)・心情等
7. 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。
8. 詳細については各学校に備置している「河野学園セクシュアルハラスメントの防止等に関する規程」をご参照ください。

以上